

資料4 指定(特定届出)自動車教習所が所有する教習用自動車に係る減免

1 減免の対象となる自動車

道路交通法の規定により沖縄県公安委員会が指定した<指定自動車教習所>及び<特定届出自動車教習所>が所有し、車検証の車体の形状が「教習車」で、専ら教習の用に供する自動車

2 申請に必要な書類

提出書類	説明
自動車税種別割減免申請書(その3)	
自動車検査証写し及び自動車検査証記録事項写し	有効期間内であること。 車体の形状が【教習車】となっていること。 車検証の記載内容に相違ないこと。 (旧名称、旧住所等の記載のままでは受付できません)
道路交通法の規定により交付された指定書の写し	公安委員会発行のもの
備付け自動車一覧表の写し	県公安委員会に提出したもの

3 申請期限

	申請期限	減免できる税目
新規登録による取得	申告書を提出した日(登録の日)から30日以内	種別割
移転登録による取得 (前納税義務者が非課税団体の場合に限る)		
従来から所有している自動車 (4月1日午前0時時点で所有している自動車)	納期限まで ※郵送の場合は当日消印有効 [例:納期限が5月31日の場合] 4月1日~5月31日※まで ※5月31日が土・日曜日の場合は翌開庁日まで	

※新規登録・移転登録による取得の場合で、申告書を提出した日(登録の日)に減免申請書の提出がない場合は、自動車税(種別割・環境性能割)を納付いただき、減免承認後に還付となります。

※申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。

※減免承認されると当初申請した内容から変更がない限り、毎年自動で自動車税(種別割)の減免が継続されます(変更があった場合は再申請が必要です)。

※不備があると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)ので、郵送の場合は特にご注意ください。(例:申請書の記入もれ、添付書類の不足)

【電話お問い合わせ窓口】

沖縄県税コールセンター TEL 098-943-5021

【申請受付窓口】

納税義務者の住所(県外法人については使用本拠地)によって異なりますので、裏面をご確認ください。

納税義務者の住所地 (県外の場合は、使用本拠地)	減免申請受付窓口
※新規登録に係る自動車税(種別割)と自動車税(環境性能割)の申請は従前どおり沖縄県自動車税事務所が減免申請窓口です。	
那覇市、糸満市、豊見城市 南城市、西原町、与那原町 南風原町、八重瀬町 久米島町、渡嘉敷村 座間味村、粟国村、渡名喜村 南大東村、北大東村	沖縄県那覇県税事務所 〒900-0029 那覇市旭町116-37 (南部合同庁舎) 3階 TEL 098-867-1066 FAX 098-867-1146
新規登録に係る 自動車税(種別割)および 自動車税(環境性能割) 浦添市、宜野湾市、北谷町	沖縄県自動車税事務所 〒901-2134 浦添市港川500-10 TEL 098-879-1621 FAX 098-879-1620
沖縄市、うるま市、読谷村 嘉手納町、北中城村、中城村	沖縄県コザ県税事務所 〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 (中部合同庁舎) 1階 TEL 098-894-6502 FAX 098-937-2501
名護市、国頭村、大宜味村 東村、今帰仁村、本部町 恩納村、宜野座村、金武町 伊江村、伊平屋村、伊是名村	沖縄県名護県税事務所 〒905-0015 名護市大南1-13-11 (北部合同庁舎) 1階 TEL 0980-52-5138 FAX 0980-54-0087
宮古島市、多良間村	宮古事務所県税課 〒906-0012 宮古島市平良字西里1125番地(沖縄県宮古 合同庁舎) TEL 0980-72-2553 FAX 0980-73-4115
石垣市、竹富町、与那国町	八重山事務所県税課 〒907-0002 石垣市字真栄里438番地の1(沖縄県八重山 合同庁舎) TEL 0980-82-3045 FAX 0980-82-2044

電話お問い合わせ窓口： 沖縄県税コールセンター

TEL 098 - 943 - 5021

●減免の申請書様式は、沖縄県のホームページからダウンロードすることができます。

URL: https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/191001_jidousya_gaiyou.html

沖縄県 自動車税 減免

検索